ふるさと納税制度の見直しに関する指定都市市長会要請

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に対して、税制を通じて貢献するという趣旨のもと創設された制度であるが、一部の地方自治体で過度な返礼品が設けられたことにより、返礼品を目的とした寄附者が増加している。

その結果、都市部の税収減に大きく作用し、指定都市における税額控除額は全国の市町村の３分の１超を占めており、ふるさと納税制度による指定都市の税収減は、もはや看過できる状況にない。

令和８年度税制改正において、特例控除額に１９３万円の定額の上限が新たに設定されたものの、この改正は、給与収入１億円相当を超える限られた高所得者を対象としたものであり、依然として指定都市の税収減が大きく、高所得者ほど制度の恩恵を受けうるという課題が残されている。

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度については、マイナポータルを活用した寄附金控除に係る申告手続の簡素化までの特例的な仕組みとして導入されたにもかかわらず、令和３年分の確定申告からマイナポータルを活用した新たな申告方法が開始された後も廃止されていない。そのため、所得税控除相当額を個人住民税から控除するという現状の仕組みにより、本来、国が負担すべき減収分を地方自治体が肩代わりする状況が続いている。

さらに、ふるさと納税のポータルサイト運営事業者に支払った手数料等は高止まりしており、地方自治体の寄附金活用可能額を圧迫している。ふるさと納税として受け入れた寄附金は、税制を利用して集められた公金であり、地方自治体における行政サービスの充実や地域振興のために活用されるべきものである。そのため、令和８年５月に、国からポータルサイト運営事業者に対して手数料の引下げに係る要請が行われたが、同年９月に国が公表したポータルサイト運営事業者からの回答は、総務大臣が記者会見で「ほぼゼロ回答」と発言するなど、実質的に引下げ要請には応じないということに等しく、要請の趣旨とかけ離れたものと言わざるを得ない。地方自治体が負担する手数料の縮減を図るためには、国がポータルサイト運営事業者に対して強く促すだけではなく、ポータルサイト手数料への上限設定や利用者負担の導入などの具体的な検討を早急に行い、制度化する必要がある。

ついては、指定都市市長会として下記のとおり要請し、その実現を強く求める。

記

1　ふるさと納税制度について、より本来の趣旨に沿った制度となるよう、特例控除額の上限額を引き下げるなど、更なる見直しを早急に行うこと。

2　ふるさと納税ワンストップ特例制度を速やかに廃止するとともに、廃止までの間、個人住民税から控除している所得税控除相当額について、地方特例交付金により全額を補塡すること。

3　ポータルサイト手数料に上限を設定することや、手数料の透明性を確保し事業者間の適正な競争原理を働かせるため、ポータルサイト手数料に利用者負担を導入することなど、地方自治体が負担する手数料の縮減について必要な措置を講ずること。

4　ふるさと納税制度の見直しにあたっては、地方自治体の意見や実情を十分に配慮するとともに、見直しの影響を見極めながら、地方自治体に負担が生じないように実施すること。

令和８年１１月２日

指定都市市長会